



2020年9月11日

日本鉄道労働組合連合会

JR西労組「総合労働協約改訂交渉妥結」

withコロナ社会を見据えた制度改善を実現

JR西労組は、7月29日に「総合労働協約改訂に関する要求（全69項目）」を会社に提出以降、団体交渉を積み上げ、9月9日の団体交渉で会社から以下の回答を引き出し、席上妥結した。

<コロナ禍における時限的措置に関わる項目>

●育児する場合の保存休暇の使用範囲拡大【社員、シニア社員及びシニアリーダー社員】

保存休暇の付与条件の1つである「子（小学校3年生の年度末に達するまでの間に限る。）を育児する場合」を、「子（小学校3年生の年度末に達するまでの間に限る。ただし当該子が障がい者手帳を取得している等の場合は、高等学校（特別支援学校は高等部）までとする。）を育児する場合」と見直し、子の範囲を拡大。

（2020年10月1日から適用）

●コロナ禍で実施した勤務等の制限を撤廃した時限的措置を延長

テレワーク制度の緩和、育児休職の緩和、保存休暇の緩和、半休制度の緩和、結婚休暇の緩和、通勤手段の緩和

<「新しい生活様式」に伴う働き方及び、社員と家族の感染防止、生活支援に関する項目>

●介護休暇の時間単位での取得可能に【社員、契約社員、シニア社員及びシニアリーダー社員】

各年度5日以内で使用できる介護休暇は、暦日単位の他に「半日単位で使用することができる」としていたが、暦日単位の他に「時間単位で使用することができる」に変更。時間単位の使用においては、8時間使用する毎に1日使用したものとして取り扱う。（時間単位での使用は、乗務員除く。業務上支障がない担務に就く場合に限る。）

（2021年1月1日から適用）

<新型コロナウイルス感染症への対応>

●新型コロナウイルス感染症に社員等が感染した場合等の取扱い整理

●コロナ禍での会議・出張等の今後のあり方の周知と整理

<口頭表明>

●テレワーク環境の更なる整備の検討

●電子決裁機能の支社展開